

計画主体名	新城市		
計画期間 実施期間	H29～H33 年度 H29～H32 年度	総事業費（交付金）	837,000 千円（418,500 千円）

## 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	活性化計画は、新規就農者や若い農業者が安定的に農業をするための働く場づくりとしての事業であり、人口の減少抑制及び農山漁村の活性化に繋がる取り組みであるため基本方針と適合している。
事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○	園芸施設農業により新規就農する事で農山漁村への定住促進を図るうえで必要である施設整備であることから妥当性がある。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	新城市総合計画、新城市農業振興地域整備計画、新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略、人・農地プラン、その他各種関連制度・施策との調整済みである。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	J Aの関係生産者部会や、地区生産組合など農業関係者をはじめとした地域住民の合意のもとに計画を進めている。
活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	女性議会や女性農業者の意見、及び人・農地プラン策定更新による集落座談会での意見聴衆を
事業の推進体制は確立されているか	○	新城市農業振興対策室を始め、関係機関で構成する新城市農業振興幹事会で推進を図る体制となっている。
活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	ハウス団地を整備することで、産地を支える担い手農家の確保と産地の更なる若返りが図られ、さらに、新城地域のいちご、夏秋トマト、ほうれんそうの販売額を増加を図る。また生産者所得の向上と地域産業の活性化等により定住が促進され、人口減少の抑制に繋がる計画であり、目標と事業内容の整合性は確保されている。
農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取っているか	○	新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び地域再生計画に定める計画目標との整合は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間及び実施期間は H29～H32 年度の 4 年間で、事業完了翌年度の H33 年度には一定の成果を出せるスケジュールとなっている。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	交付金要望額は、418,500 千円で交付限度額 418,500 千円の範囲内である。

## 2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回新規に取り組む事業である。
土木・建築構造物等の施行に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	土木・建築構造物等の施行ではない。 設計・施工における検査体制は事業実施主体である農業協同組合により確保される見通しである。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1460号)等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	—
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別紙6に定める基準を満たしているか	—	—
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	ビニールハウスは減価償却資産の耐用年数等に関する省令第1条第1項、別表第一「器具及び備品」の「11前掲のもの以外のもの」の「主として金属製のもの」に掲げる耐用年数10年を適用、さらに「構築物」の「農林業用のもの」の「主として金属製のもの」に掲げる耐用年数14年を適用としている。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)費用対効果算定要領(平成28年4月1日付け28農振第2341号農林水産省農村振興局長通知)により適切に行われているか)	○	農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)費用対効果算定要領により算定
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	算定結果2.25
事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○	実施要領別紙6別表1(要件類別:5)に定める事業実施主体(農業協同組合)要件、対象地域要件(五法指定地域のうち特定農山村地域)を満たしている。さらに事業内容においては土づくり機能、資材保管機能等の機能をもつ共同施設と併せて、栽培機能のほかに育苗機能等を併せもつ生産施設である。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれはないか	○	農業協同組合に対する交付であり、当該組合が定める「栽培施設管理運営規程」に従って使用するもので、目的外使用のおそれはない。

施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	—
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	—	—
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	利用対象者、利用時期などの施設の利用形態は、利用者の営農計画に基づいた適正な施設利用と認められる場合に限り事業実施主体が利用を許可する。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	事業規模は新規就農者等の営農計画と受入見込人数を基に積算し、設置場所は、事業実施が可能な農地の状況等を考慮したものである。また既存の集出荷施設・直売所等と連携しやすい環境となっている。
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか		
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	ハウスを団地化することで、農作業や移動が効率的になる。また、計画農作物である夏秋トマト、ほうれんそうは比較的軽量な作物であるため、女性でも新規就農しやすい品目である
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	事業規模は、既存生産者や近年の新規就農者の状況、確保可能な農地の状況や農作物の販売状況等からみて適切なものとしている。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	パイプハウスの資材については、市内の既存生産者や近年の新規就農者の整備状況も鑑み、低コスト資材の導入を検討している。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	一部の養液システムや灌水設備などの附帯施設はいずれもハウスと一体的に使用することで効果を発揮し、栽培に必要な設備であり、汎用性はない。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	備品を交付対象とはしていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	整備予定場所は、団地化が可能なまとまりのある農地、技術指導者（師匠）の指導可能範囲、集出荷施設等、農業者の施設の利用環境等について検討した結果、生産者の利便性は高い
施設用地が確保されている又は確保される見通しがっているか	○	施設用地は既耕地及び公益財団法人農林業公社しんしろ（以下「公社」という。）が実施している農地利用集積円滑化事業により農地所有者より白紙委任の申し出を受けている農地を予定しており、農地所有者及び公社からは概ね内諾を得ていることから確保できる見込みである。

体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別紙6に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	—
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か	—	—
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）Iの第2の4の（3）の基準に照らし適正であるか	—	—
整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か（既存施設は除く）	—	—
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内であるか。（既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか）	—	—
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか	—	—
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	—
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	—
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	—
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	—
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	事業実施主体である農業協同組合の理事会において事業計画の承認を受け、資金調達については自己資金による収支計画が策定されている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	事業実施主体により補助事業の規程に従い、一般競争入札もしくは同等の金額決定方式を行っている。事業内容により専門知識の必要な場合は、施主代行を立て適切な判断ができる体制をとっている。一般競争入札においては、農業協同組合のHPにて業者公募し、客観的な判断にて入札資格を判断し、入札については本市役所の立会いの下行うこととしており適切なものと判断される。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	事業実施主体である農業協同組合の管理の下、管理規定を定め適正に管理をおこなう見込みである。

収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	収支計画を策定しており、収支の均衡は取れている。
他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	—
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	○	他の国の事業への重複申請はない。
生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○	農山漁村における移住・定住促進のための計画実現に向けて行う施設整備である。
他の施策（強い農業づくり交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	○	強い農業づくり交付金等などの対象要件である、低コスト耐候性ハウスや施設整備などのような要件は満たさない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。